

企画競争実施公告

次のとおり公募型企画競争を行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和8年6月8日

港区区民まつり実行委員会
会長 伊藤 克典

1 業務の概要

- (1) 業務名
港区区民まつり「みなと遊友フェスタ 2026」事業業務委託
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年11月3日まで
- (4) 契約上限金額
6,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 自治令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 本公募に係る契約締結の日までに、令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であって、登録された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとする者でないこと。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める

場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。

- (7) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 過去 3 年間に、各区区民まつり等において運營業務を受託した実績があること。

3 応募から契約に至るスケジュール

内容	時期
1 企画競争実施公告	令和 8 年 6 月 8 日（月）から
2 質問の受付期限	令和 8 年 6 月 17 日（水）まで
3 質問に対する回答	令和 8 年 6 月 22 日（月）まで
4 応募書類提出期限	（郵送で提出する場合） 令和 8 年 7 月 6 日（月）必着 （持参で提出する場合） 令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 5 時まで
5 ヒアリング審査	令和 8 年 7 月 21 日（火）
6 審査結果の通知	令和 8 年 7 月下旬（予定）
7 契約締結・業務開始	令和 8 年 7 月下旬（予定）

4 参加手続

- (1) 契約に関する事務を担当する部署及び問い合わせ先
〒455-8520
名古屋市港区港明一丁目 12 番 20 号
港区区民まつり実行委員会事務局（港区役所区政部地域力推進課内）
（港区役所 3 階）
電話 052-654-9622
FAX 052-651-6179
メールアドレス a6549626@minato.city.nagoya.lg.jp
- (2) 本公募に係る仕様書等の入手方法
港区役所公式ウェブサイトからダウンロードすること。
アドレス
<https://www.city.nagoya.jp/minato/miryoku/1023272/1023273/1023290/1050448.html>
- (3) 質問回答
実施公告及び仕様書等に対し質問しようとする者は、質問票（様式 1）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。
ア 送信先
（1）に記載のメールアドレス
イ 質問期間

令和8年6月8日（月）午前9時から令和8年6月17日（水）午後5時まで
ウ 回答期限

令和8年6月22日（月）午後5時

エ 留意事項

- (ア) 質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、(2)の港区役所公式ウェブサイトに掲載する。
- (イ) 質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、参加資格確認申請書類、企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出前に港区役所公式ウェブサイトを必ず確認すること。
- (ウ) 上記(ア)に加え、質問者に対しては、個別に電子メールにより回答する。

(4) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出

ア 提出場所

(1) に同じ

イ 提出期間

令和8年6月23日（火）午前9時から令和8年7月6日（月）午後5時まで
この期間外に到着した企画提案書等は無効とする。

（持参により提出する場合は、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

ウ 提出部数

(ア) 参加資格確認申請書類…1部

(イ) 企画提案書…印刷した書類全21部

〔 正本： 1部（ロゴや事業者名等の記載のあるもの）
 副本：20部（ロゴや事業者名等の記載のないもの） 〕

エ 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

なお、全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。郵送での提出の場合は提出期間内必着とする。

オ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (イ) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は返却しない。
- (ウ) 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。
 - a 参加資格を有しない者が提出した企画提案書等
 - b 記入事項を判読できない企画提案書等
 - c 参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書等
 - d 虚偽の事項が記載された企画提案書等
 - e 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
 - f 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書等
 - g 上記イの提出期間内に提出されなかった企画提案書等
 - h その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等
- (エ) 上記イの提出期間経過後は、提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、港区区民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）から指示があった場合を除く。

- (d) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後、実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた参加資格確認申請書類及び企画提案書等と同様に取り扱う。
- (e) 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該企画提案書は、公表等が特に必要と認められる場合は、実行委員会は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (f) 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

5 提出書類及び作成に当たっての注意事項

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書類

参加資格確認申請書（様式 2）

イ 企画提案書（自由様式）

以下の内容を項目ごとに記載し、仕様書に示した内容を十分にふまえ、創意工夫や魅力ある内容がわかるように具体的な提案とすること。

(ア) 表紙

(イ) 業務実施体制

(ウ) 業務の実施方針及び手法

a 運営・人員配置（音響・人員体制・安全面の配慮）

b 会場演出

c ステージ企画

d 子ども向けコンテンツ

(エ) 業務実績

ウ 見積書及び内訳書（自由様式）

(2) 提出書類の作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書は、A4 縦長左綴じで、ホッチキス留めとすること。

イ 企画提案書の副本には、ロゴやメールアドレス等の事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと。

ウ 提案者 1 者につき 1 提案に限ること。

エ 見積書のあて名は「港区区民まつり実行委員会 会長 伊藤 克典」とすること。

6 審査及び契約候補者の選定方法

提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等により、参加資格の有無について確認するとともに、次のとおり審査を実施する。なお、企画提案書の評価は「港区区民まつり実行委員会役員会」が行う。

(1) ヒアリング審査の実施

ア 日程

令和 8 年 7 月 21 日

なお、詳細については対象者に別途連絡する。

イ 本審査への出席者は 3 人以内（うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とすること。なお、ヒアリング時間は提案者 1 者あたり 20 分程度（プレゼンテーション 10 分、質疑 10 分程度）を予定している。

ウ 提案者の能力及び提案内容に係る評価基準

別添「港区区民まつり委託業者審査評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、契約候補者となることのできる最低基準点以上の点数を得た提案者のうち最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。なお、契約候補者が、契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とする。

(ア) 参加資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

ウ 提案者が 1 者のみであった場合でも本公募は成立するものとする。

エ 本公告に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のとおり無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期限の末日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対し、書面等で行う。

7 審査結果の通知及び結果の公表

(1) 審査結果は、企画提案書等を提出した全ての提案者に対して通知する。

(2) 全ての提案者の順位及び評価点数を含む審査結果は、港区役所公式ウェブサイトにおいて公表する。

8 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(1) 受付場所

4(1) に同じ

(2) 受付時間

9時から17時まで（休日及び12時から13時までを除く。）

(3) 書面の提出方法

持参

(4) 説明に対する回答

説明に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して 10 日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行う。なお、書面等にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務
有

ただし、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 本公募の提案者が実行委員会から受領した書類は、実行委員会の承諾なく公表又は使用してはならない。

(6) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（自由様式）により届け出ること。

(7) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と実行委員会が認める場合はこの限りではない。

(8) この契約において、談合その他の不正行為により実行委員会が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(9) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがある。